

船舶インシデント調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年5月18日 11時45分ごろ
発生場所	新潟県柏崎市柏崎港北西方沖 柏崎港西防波堤灯台から真方位323° 7.7海里付近 （概位 北緯37° 29.2′ 東経138° 26.7′）
インシデントの概要	プレジャーボート東水丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年6月26日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 東水丸、5トン未満（長さ7.69m） 220-13818新潟、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力103kW、回転数毎分 2,700、6気筒、ボア100mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、北東進中、船長が主機から白煙が上がったのを認めて主機を停止した後、運航不能となった。 本船は、本インシデント後、修理業者によって点検が行われた結果、‘冷却海水ポンプのゴム製インペラ’（以下「本件インペラ」という。）に破損が認められ、冷却水量が不足して主機が過熱されたことが判明した。 本件インペラは、約2年前に新替えされていた。 船長は、本インシデントの約1週間前、本件インペラの点検を行い、本件インペラの羽根の1枚にひび割れを視認したが、近場を航行していれば問題がないと思い、そのまま使用を続けた。
分析	本船は、航行中、主機の本件インペラが破損したことから、冷却水量が不足し、主機が過熱して運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。 船長は、本インシデントの約1週間前、本件インペラの羽根の1枚にひび割れを認めたものの、近場を航行していれば問題がないと思い、本件インペラの使用を続けたものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、主機の本件インペラが破損した

	<p>ため、冷却水量が不足し、主機が過熱して運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・冷却水ポンプのインペラに異常を認めた際は、速やかに予備品に交換すること。